

## 財団法人東京交通安全協会

### 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

### 第2 監査対象の概要

#### 1 事業の内容

##### (1) 事業の概要

財団法人東京交通安全協会（以下「協会」という。）は、都内における交通環境の改善を図り、交通の安全と円滑を促進することを目的として、昭和21年3月に設立された団体であり、主に次の事業を行っている。

ア 交通道德の高揚及び関係法規を普及するための資料の作成頒布

イ 広報宣伝及び各種交通安全教育訓練等の実施

ウ 交通事故相談所の運営

エ 都公安委員会、警視庁その他の関係行政機関、団体から委託等を受けた事業

##### (2) 都との関係

都は、協会に対し、交通事故相談所の運営事業補助金交付要綱に基づき、都内7か所に設置する交通事故相談所の事業経費を補助対象として、表1のとおり、平成17年度9,123万余円、平成18年度9,101万余円の補助金を交付している。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

年 度	総事業費	補助対象経費	補助率	補助金額
平成17年度	107,427	107,427	補助対象経費に対し10/10	91,238
平成18年度	101,144	101,144	で予算の範囲内とする	91,014

#### 2 組 織

協会は、事務所を千代田区霞が関二丁目1番（警視庁内）に置き、役員39名（会長1名、副会長4名、専務理事1名、常務理事2名、理事27名、監事4名）（うち非常勤役員36名）及び職員1,151名で構成されている。

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成17年度及び平成18年度の事業について実施した。

#### 2 実地監査期間

(1) 警視庁 平成19年11月2日

(2) 協会 平成19年11月8日及び9日

### 第4 監査の結果

#### 1 事業実績について

平成17年度及び平成18年度における補助事業の実績は、表2及び表3のとおりであり、補助事業実績報告書を中心に監査を行った結果、事業は補助目的に沿って適正に執行されているものと認められる。

(表2) 交通事故相談事業実績

(単位：千円)

年 度	事業費の内容	総事業費	補助対象経費	補助金額
平成17年度	①職員（21名）の給与等			
	平成17年度 96,578	107,427	107,427	91,238
	平成18年度 89,823			
	②弁護士（7名）の報酬			
平成17年度 7,056				
平成18年度	平成18年度 7,056			
	③図書、印刷、通信費、消耗品等			
	平成17年度 3,347	101,144	101,144	91,014
	平成18年度 3,873			
④研修費				
平成17年度 445				
平成18年度 391				

(表3) 職員数及び相談件数

(単位：人、件)

所 名	職 員 数			相 談 件 数	
	相 談 員	事 務 員	弁 護 士	平成17年度	平成18年度
中央交通事故相談所	2	1	1	1,492	1,542
城東 〃	2	1	1	1,697	1,758
城西 〃	2	1	1	1,881	1,908
城南 〃	2	1	1	2,056	1,829
立川 〃	2	1	1	2,202	2,166
大田 〃	2	1	1	1,921	1,938
台東 〃	2	1	1	1,993	1,670
計	14	7	7	13,242	12,811

(注) 弁護士は、毎週1回(午後)の嘱託勤務である。